

特殊詐欺等被害防止機器 の購入費を補助します

近年、金銭の振り込み等を要求したり、悪質な勧誘を行うなどの迷惑電話をご家庭の電話機に掛け、一般市民の方から金銭を騙し取る犯罪等の被害が多発しています。

特殊詐欺や悪質商法が頻繁に行われている事を知っていても、電話に出てしまうことによって騙されてしまうことがあります。

ご家庭の電話機に市役所や警察を名乗る不審な電話がかかってきたことはありませんか？それは詐欺の電話かもしれません。

騙されないために最も有効な対策は犯人と話をしないことです。

○ 対象者

次の全てに該当する方

- ☐ 津市内に住所を有する 65 歳以上の方
- ☐ 市税を滞納していない方
- ☐ 暴力団員等でない方



○ 補助対象機器

電話による特殊詐欺被害を未然に防ぐことを目的に製造されたもので、次に該当する機器。(購入日から1ヶ月以内に申請が必要です)

- ・電話が鳴る前に通話内容を録音する旨を自動で相手に通知した上で通話内容を録音する機能を有し、固定電話機に外部接続可能な機器
- ・上記機能を有する固定電話機



○ 補助金額

この電話は犯罪被害防止のため、通話内容が自動録音されます！

- 本体購入価格（消費税及び地方消費税含む）の2分の1（100円未満切捨）
- 上限 5千円
- 1世帯1台限り

※ 予算に限りがありますので、申請はお早めに！！

お問合せ先

津市役所市民交流課 管理担当 〒514-8611 津市西丸之内2-3-1
TEL (059) 229-3252 FAX (059) 227-8070

久居総合支所	生活課	☎059-255-8839
河芸総合支所	地域振興課	☎059-244-1700
芸濃総合支所	地域振興課	☎059-266-2510
安濃総合支所	地域振興課	☎059-268-5511
美里総合支所	地域振興課	☎059-279-8111

香良洲総合支所 地域振興課 ☎059-292-4374
一志総合支所 地域振興課 ☎059-293-3000
白山総合支所 地域振興課 ☎059-262-7011
美杉総合支所 地域振興課 ☎059-272-8080

補助金の申請について

津市特殊詐欺等被害防止機器購入補助事業について、補助金の申請から補助金交付（振込）までは下記のとおりです。

1. 申請 ※購入日から1か月以内に申請が必要です。

下記の必要書類を揃えて、津市役所市民交流課(本庁舎3階)
または各総合支所地域振興課（久居総合支所は生活課）へ提出。

- ① 津市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金交付申請書兼請求書（原本）
※ 押印要（スタンプ式不可）
- ② 特殊詐欺等被害防止機器の購入日、品名、販売店名、本体価格及び申請者氏名が記載されている領収書等（コピー）
- ③ 申請日において満65歳以上の方の住所、氏名及び生年月日が分かる書類（コピー）
※ 免許証、マイナンバーカードなど
- ④ 購入した特殊詐欺等被害防止機器の機能が記載されたカタログ又は取扱い説明書（コピー）
- ⑤ 完納証明書もしくは滞納なし証明書等

2. 交付決定

提出された交付申請書兼請求書の内容及び添付書類に不備がなければ、「補助金等交付決定通知書」を郵送します。

3. 補助金交付

請求書に記載された口座に、交付決定した補助金を振り込みます。

※ 申請から補助金交付（振込）までは審査及び事務手続き等の関係上、時間がかかりますのでご了承ください。

申請書兼請求書の

ダウンロードは

こちらから



お問合せ先

津市市民交流課	管理担当	☎059-229-3252
久居総合支所	生活課	☎059-255-8839
河芸総合支所	地域振興課	☎059-244-1700
芸濃総合支所	地域振興課	☎059-266-2510
安濃総合支所	地域振興課	☎059-268-5511
美里総合支所	地域振興課	☎059-279-8111
香良洲総合支所	地域振興課	☎059-292-4374
一志総合支所	地域振興課	☎059-293-3000
白山総合支所	地域振興課	☎059-262-7011
美杉総合支所	地域振興課	☎059-272-8080